

請願書の提出について

○代表者の住所・氏名等の公表

提出された請願書の記載事項で、請願者（２人以上で提出の場合は代表者のみ）の住所・氏名・団体名は、公表されますので、予めご了承ください。

（請願・陳情文書表、町田市議会会議録、町田市議会ホームページの会議録の検索等で公表されます。）

○議員の紹介

町田市議会に請願しようとする方は、町田市議会議員の紹介により、別紙の請願書様式に従って請願書を事務局へ提出してください。

なお、議長・副議長及び付託が予定される委員会の委員は、紹介議員になれません。

○提出期限

町田市議会では、定例会初日午後５時までに提出された請願書は、その定例会で審査を行います。

○意見書・決議の提出を求める請願

意見書・決議を関係機関等へ提出することを求める請願を提出されるときは、参考資料として、意見書・決議の案文を添付してくださるようお願いします。

○請願者の意見陳述について

請願者は、希望により委員会で意見陳述（意見書・決議を関係機関へ提出することを求める請願を除く）ができます。

これは委員会開会中に行われ、請願者本人から所管委員（市議会議員）に対し、請願を提出するに至った思い・意見を述べていただくものです。意見を述べた後、所管委員が請願者本人に質問（質疑）を行います。詳細は、別紙「委員会で請願者が発言できます」に書かれていますのでご覧ください。

なお、委員会の映像を生中継及び録画放映でインターネット上に公開しますので、意見陳述の際、請願者の容姿が映り込む場合があります。予めご了承ください。

○採択請願の処理及び審議結果の通知

採択した請願で、執行機関において措置することが適当と認められるものは、市長等に送付するとともに、その請願の処理の経過と結果の報告を求めています。また、請願者には、審議が終わり次第、その結果をお知らせしています。